

第4 女性相談業務

昭和 31 年 5 月に制定された売春防止法第 34 条に基づき、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）」の保護更生に関する業務を行うための婦人相談所として設置されるとともに、平成 13 年 4 月に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、同年 10 月から保護命令制度関係の業務を開始し、さらに平成 14 年 4 月からは配偶者暴力相談支援センターの機能が付与され、被害者に対する相談業務を行っている。

なお、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和 6 年 4 月 1 日施行されたことによって、支援対象者は「困難な問題を抱える女性」となり、婦人相談所は女性相談支援センター、婦人相談員は女性相談支援員と改称された。

1 沿革

年 月 日	内 容
昭和 31 年 5 月 24 日	売春防止法制定
昭和 31 年 10 月 1 日	県庁厚生課内で婦人相談業務開始
昭和 32 年 6 月 1 日	広島市舟入川口町に「婦人相談所（一時保護所併設）」を設置
昭和 33 年 4 月 1 日	広島市舟入幸町に移転
昭和 40 年 12 月 25 日	広島市南区宇品東四丁目に移転
平成 13 年 4 月 13 日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律制定
平成 14 年 4 月 1 日	配偶者暴力相談支援センター機能開始（以下、「配暴 C」という）
平成 16 年 6 月 2 日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正
平成 17 年 7 月 11 日	婦人相談所、児童相談所、知的障害者更生相談所を統合して、広島県こども家庭センターとして開設。 「広島こども家庭センター」、「福山こども家庭センター」、「備北こども家庭センター」に配暴 C の機能を付与
平成 19 年 7 月 11 日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正
平成 21 年 4 月 1 日	「広島」「福山」「備北」を「西部」「東部」「北部」に改称
平成 25 年 7 月 3 日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正
令和 2 年 4 月 1 日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正
令和 4 年 5 月 25 日	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の公布
令和 6 年 4 月 1 日	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正

2 女性相談支援員の設置状況

県知事及び市長に委嘱された婦人相談員は、次のとおり配置されており、配偶者からの暴力被害女性、要保護女子及び家庭における各般の問題について相談に応じ、関係機関と連携し、必要な助言指導等を行っている。

第 23 表 女性相談支援員の設置状況 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

区分	所 属 機 関	人数	電 話 番 号
県	西部こども家庭センター	6	082-254-0391
	東部こども家庭センター	1	084-951-2372
	北部こども家庭センター	1	0824-63-5181 内線 2310
市	広島市配偶者暴力相談支援センター	4	082-504-2412
	呉市こども家庭相談課	1	0823-25-3599
	竹原市地域づくり課	1	0846-22-7748
	三原市社会福祉課	1	0848-61-0122
	東広島市こども家庭課	2	082-420-0407
	尾道市社会福祉課（尾道市役所）	1	0848-38-9350
	因島福祉課（因島総合支所）	1	0845-26-6209
	福山市市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課（イコールふくやま）	3	084-973-8896
	府中市子育て応援課	1	0847-43-7216
	三次市子育て支援課	1	0824-64-6011
	庄原市生活福祉部児童福祉課	1	0824-73-1243
	熊野町子育て支援課	1	082-820-5502

3 女性相談支援センターとしての業務内容

次の対象者に係る様々な悩みや問題の相談に応じ、助言指導、関係機関の紹介等を行い、必要があれば一時保護を行っている。

【対象者】

- (1) 配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる者
- (2) 同居する者等であって、配偶者以外の者からの暴力から保護することが必要と認められる者
- (3) ストーカー被害者
- (4) 人身取引被害
- (5) 住居がない又は何らかの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる者
- (6) 心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる者
- (7) 一時保護を行わなければその支援の対象となる者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる者

4 配偶者暴力相談支援センターとしての業務内容

女性相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条に基づき、配偶者暴力相談支援センターとして、次の業務を行っている。

- ① 相談及び相談機関（警察署、公共職業安定所等）の紹介
- ② 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的・心理学的な指導等
- ③ 被害者及び同伴家族の一時保護
- ④ 自立促進のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供等。保護命令の申し立てに伴う相談、援助の内容を記載した書面の裁判所への提出
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供等

5 相談の種類

日常生活を営む上で、何らかの問題を抱えて悩む女性について広く相談に応じている。

相談の種類は次のとおり。

- (1) 面接相談（資料編別表 18～22）
- (2) 電話相談（資料編別表 18、23～25）
- (3) 一日総合相談等

市からの依頼に基づき、一日総合相談等に女性相談支援員を派遣している。

第24表 相談受付

区 分	女性相談支援員等	休日・夜間電話相談員
面接相談	(月曜日～金曜日) 8時30分～17時	
電話相談	(月曜日～金曜日) 8時30分～17時	(月曜日～金曜日) 17時～20時 (土曜日・日曜日・祝日) 10時～18時

※年末年始は除く。

第25表 1日総合相談等（令和5年度）

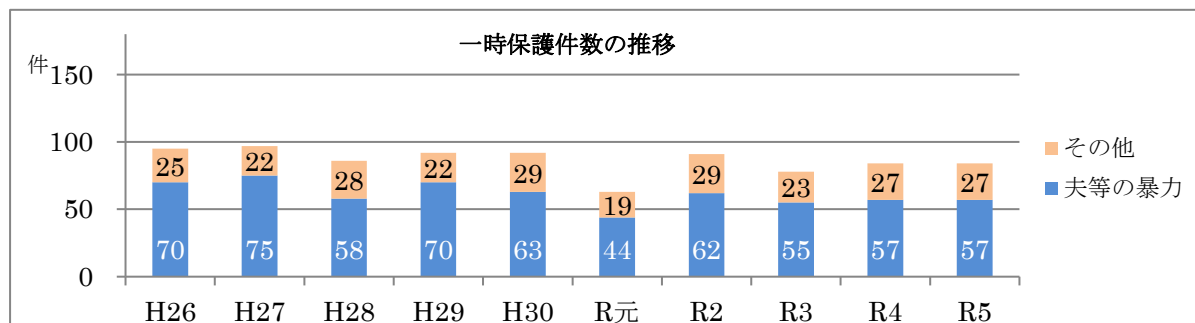
	件 数	派 遣 市 町
西 部	0 (-)	-
東 部	0 (-)	-
北 部	0 (-)	-

※ () 内は相談件数。

6 一時保護

(1) 一時保護の実施（資料編別表 26～33）

対象者（同伴家族を含む）のうち、適当な寄宿先がなく、当該者への危害を防ぐため、緊急に保護することが必要と認められる者について、必要な支援の施策が採られるまでの必要最小限の期間、一時保護を行っている。



(2) 一時保護の受け入れ

本人の希望に基づき、市町や警察など関係機関の依頼により、24 時間対応している。

(3) 一時保護期間中の支援

日常生活場面での観察、面接、心理学的・医学的診断等を通して、入所者の意思を尊重しながら、関係機関等と連携して、安全の確保及び必要な自立支援等を行っている。

また、平成 28 年 7 月から一時保護した DV 被害者等を対象に、所外の専門家に委託して DV 被害者等カウンセリング事業を実施しており、令和 5 年度はカウンセリングを延べ 18 件実施した。

(4) その他

配偶者や同居する交際相手からの暴力被害者等に関する一時保護業務については、複数の機関と委託契約している。

7 女性自立支援施設への入所

一時保護した女性のうち、本人の希望に基づき、女性自立支援施設に入所して、生活指導や職業指導を受けて自立を図ることが必要な場合は、入所を調整している。

8 サポート弁護士による法律的助言

サポート弁護士から保護命令制度の利用等、法律的助言を受けられる体制を整備している。

9 啓発活動

配偶者等からの暴力被害者対策及び女性支援事業について広く理解と協力を得るため、事業概要・リーフレットを作成し、関係機関等に配布するとともに、関係機関や関係団体が開催する研修会等の講師派遣依頼に応えるなど啓発に努めている。

第 26 表 令和 5 年度講師派遣等（研修会等）

開催日	研修名	内容等	人数
7 月 11 日 11 月 24 日 12 月 12 日	人身安全関係対策専科教養講習会 DV の基礎知識と基礎的な対応について デートDV 研修	配暴センターの概要等 〃 デートDV 予防研修	18

10 関係機関との連携強化

配偶者からの暴力被害者対策における支援の充実を図るため、県内地域ごと（3 か所）の関係機関連絡会議を開催し、関係機関・団体との連携に努める。参加機関は、警察・福祉事務所・市町・関係機関・団体（民間を含む）である。

第 27 表 令和 5 年度関係機関連絡会議の開催状況

期日	名称	実施主体
—	—	東部こども家庭センター
令和 5 年 6 月 7 日	北部地区児童虐待対応・DV 対策関係機関連絡会議 北部地区 DV 相談員連絡会議	北部こども家庭センター
令和 6 年 1 月 31 日	広島県西部こども家庭センター管内DV 対策関係機関連絡会議	西部こども家庭センター